

## 第12回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和7年12月24日(水) 午後2時00分～午後3時00分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(15人)          会長：16番 興野 礼子 職務代理者：8番 黒須 明          委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、18番 大野 悟、19番 大野 寛文</p> <p>4. 欠席委員(2人)          5番 川上 恵、15番 石川 翔平</p> <p>5. 遅参委員(0人)</p> <p>6. 早退委員(0人)</p> <p>7. 出席推進委員(5人)          7番 塩野目 春夫、13番 大谷 頼正、14番 寺島 京子、20番 平塚 充、22番 石岡 幸雄</p> <p>8. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第11号)に係る意見聴取について          日程第5 議案第4号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について</p> <p>9. 農業委員会事務局職員          事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介</p> <p>10. その他の出席者          農政課農業振興グループ 係長 佐藤 剛</p>	
事務局長(小口)	ただいまから令和7年第12回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(小口)	出席委員は、17名中15名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 ) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 10番 小池 進 委員、11番 檜山 徳夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いする前に、議案第1号 整理番号1から4までの審議については、譲渡人と譲受人の関係者ということもあり、寺島 京子 推進委員は、一時退席をお願いします。 暫時休憩いたします。（午後 2時 04分）
議長	< 14番 寺島 京子 推進委員、退席 > 再開いたします。（午後 2時 05分） それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、11番 檜山 徳夫 委員。整理番号2、3番 中村 東 委員。整理番号3、8番 黒須 明 委員。整理番号4、11番 檜山 徳夫 委員。
11番 檜山 徳夫 委員	12月20日、大谷推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。

<p>(11番 檜山 徳夫 委員)</p>	<p>以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約5年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田722a、畑88a、計810a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>12月20日、大谷推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。調査項目3から5は、整理番号1と同様です。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田722a、畑88a、計810a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>8番 黒須 明 委員</p>	<p>12月20日、大谷推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田722a、畑88a、計810a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>11番 檜山 徳夫 委員</p>	<p>12月20日、大谷推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。調査項目3から5は、整理番号3と同様です。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田722a、畑88a、計810a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長  13番 大谷頼正 推進委員	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。  (整理番号1から4について) 現地調査をしたところ、特に問題はありませんでした。  < 他に意見なし >
議長	これより質疑に入ります。  < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から4については、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から4については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 寺島 京子 推進委員の復席を求めます。暫時休憩いたします。 (午後 2時 13分 )  < 14番 寺島 京子 推進委員、復席 >
議長	再開いたします。 (午後 2時 14分 ) 寺島 京子 推進委員に申し上げます。日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から4については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 それでは続きまして、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号5、6番 小口 久男 委員。整理番号6、13番 滝 薫 委員。
6番 小口 久男 委員	12月18日、石岡推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、タマネギ、ナスを作付予定。受人は、●●●地内で食品加工・販売を行う「●●●」を経営しており、餃子、チタケ汁などを販売しているので、タマネギやナスは全てその材料として使用

<p>(6番 小口 久男 委員)</p>	<p>するそうです。農業経験及び農業形態、約3年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台(所有:1台、導入予定:1台)。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>12月15日、黒尾推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田635a、畑15a、計650a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>22番 石岡幸雄 推進委員</p>	<p>(整理番号5について) この案件は、令和7年3月19日付けで農地の仲介依頼(借りたい・買いたい)があり、今回実を結んだものとなりますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 他に意見なし &gt; これより質疑に入ります。</p>
<p>4番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>整理番号5の営農計画ではタマネギとナスを作付予定とのことですが、それぞれどれくらい作るんですか。2収支計画に記載がなくわからないので、事務局の見解を知りたいです。</p>
<p>22番 石岡幸雄 推進委員</p>	<p>参考として、こちらで聞き取りしたところでは、●●●でタマネギ、●●●と●●●でナスを作るそうです。ナスはチタケ汁、タマネギはスープに使用するらしく、全部販売用です。ちなみに、工場の従業員は全部で13人で、外国籍の方もいるそうです。</p>

事務局（高橋）	それぞれの面積は、タマネギが1,513㎡、ナスが1,616㎡となっております。
12番 田澤 稔 委員	質問ではなく意見なのですが、収入がないとしても1反歩あたりの収量などは営農計画に入れておかないと、内容が分からないのでは。記載なしで申請を受けるのはちょっと認識が甘いのではないのでしょうか。
事務局（高橋）	<p>今後は記載していただくこととします。</p> <p>&lt; 他に質疑・異議なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号5・6については、他に異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議等	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号5・6については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2、7番 荒井 喜代子 委員。整理番号3、15番 石川 翔平 委員は欠席のため事務局から報告。
7番 荒井 喜代子 委員	<p>12月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑・道を挟んで畑、南が畑、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、使用貸借権の設定（30年間）。転用計画、転用事業者は、現在、妻、子3人と申請地南側に隣接する本人の実家で生活しているが、手狭になってきたこと及び将来の生活を考慮して、実家の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、498.67㎡。転用面積、498.67㎡。転用目的、一般住宅（木造2階建 1階99.02㎡、2階39.93㎡）。建築面積、100.68㎡。出</p>

<p>(7番 荒井 喜代子 委員)</p>	<p>入口、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年1月10日から令和8年5月31日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>12月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●株式会社 職務執行者 ●●●。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで田、南が田、北が道を挟んで田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、賃借権の設定（一時転用：許可日から3年間）。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し太陽光発電事業を行っているが、現在、●●●地内で太陽光発電施設の建設計画があり、その事業で発電した電気を送電するために必要な施設である開閉所の設置工事を申請地北側に隣接する土地で行うにあたり、既存の道路には鳥居等が設置されており工事車両が通行できないことから、仮設の工事用道路が必要となり、適当な土地を探し求めたところ、工事現場に隣接する申請地を借用することできることになり、申請に至った。総事業面積、（4,056㎡のうち）1,070㎡。転用面積、（4,056㎡のうち）1,070㎡。転用目的、仮設工事用道路。出入口、南西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、該当なし。雨水排水、土側溝を設置し自然浸透。貸借終了後の対応、一時転用完了後、設置施設を全て撤去し速やかに原状回復する。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から3年間。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。道路法第24条（道路工事施工承認）及び第32条（道路占用許可）については市都市建設課に手続き中（承認・許可見込あり）。申請地北側の既存土水路横断部分についてはヒューム管を設置。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局（中山）</p>	<p>12月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子（義父と婿）。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし。口頭により隣接農地所有者の同意済。隣接農地の一部は申請者所有。権利の移転、設定、使用貸借権の設定（30年間）。転用計画、転用事業者は、現在、妻、子2人と市内にある妻の実家で生活しているが、手狭になってきたこと及び将来の生活を考慮して、妻の実家がある地域内に新たな住宅を建築する計画</p>

<p>(事務局 (中山) )</p>	<p>をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、499 m<sup>2</sup>。転用面積、499 m<sup>2</sup>。転用目的、一般住宅 (木造平屋建 129.18 m<sup>2</sup>)。建築面積、131.66 m<sup>2</sup>。出入口、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年1月10日から令和8年6月30日まで。その他 (他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>20番 平塚充 推進委員</p>	<p>(整理番号2について) 特に問題ありません。</p>
<p>7番 塩野目春夫 推進委員</p>	<p>(整理番号3について) 現地調査したところ、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 13番 滝 薫 委員、何かありますか。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>何の問題もないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。</p>
<p>1番 大窪 克美 委員</p>	<p>申請地は、以前の水害の際にも水がのらなかった高台で、日も当たるところなので、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p></p>	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
<p></p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>

議長	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第11号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（中山）	<p>議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第11号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第11号）については、【地域計画区域内】新規22件。農地中間管理権の設定を受ける者12名、農地中間管理権の設定をする者20名です。【地域計画区域外】新規1件。農地中間管理権の設定を受ける者1名、農地中間管理権の設定をする者1名です。設定面積は、84,085㎡です。令和7年度累計は、910,162㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和8年1月30日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第11号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第11号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	＜ 議案第4号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（佐藤）	<p>お手元の資料 35 ページをご覧ください。本案につきましては、申出人、●●● 氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の田を宅地とするための農振除外です。除外する農地は1筆で、地番 ●●●、面積 436 m<sup>2</sup>です。一般住宅を新築する最小限の面積です。本案件は、農地集団性の保持など、農振除外の6要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ1月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、2月5日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、3月20日までに県から回答をもらい、5月中旬まで公告閲覧等を行います。その後、6月上旬までに県と本協議を行い、6月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、15番 石川 翔平 委員は欠席のため事務局から報告。
事務局（中山）	<p>12月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外完了後の農地転用の確実性などについて調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容等は議案第4号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子（義父と婿）。申出人、●●●。土地所有者、●●●。農地法第5条第1項許可申請予定。農地区分、（農振除外後）第1種農地（集落に接続あり）。（申出地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・畑、西が道を挟んで宅地・田、南が道を挟んで宅地・雑種地、北が田。同意書、なし。変更を必要とする理由、申出人は、現在、妻と●●●の借家で生活しているが、もうすぐ子が生まれるにあたり、現在の借家では手狭になること及び将来の生活を考慮して、妻の実家の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申出地を取得できることになり、申請に至った。転用目的の施設の構造等、総事業面積、436 m<sup>2</sup>。転用面積、436 m<sup>2</sup>。転用目的、一般住宅（木造2階建 1階 75.35 m<sup>2</sup>、2階 55.48 m<sup>2</sup>）。建築面積、81.15 m<sup>2</sup>。出入口、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。農振除外が完了した後は第1種農地となるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。利用権が設定中のため農地転用許可申請までに解約を要す。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可の見込みがあると思われるため、「意見なし」とすることが適当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
14番 寺島京子 推進委員	現在は休耕して管理のみの状態ですので、住宅に転用することは問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 8番 黒須 明 委員、何かありますか。
8番 黒須 明 委員	現地調査をしたところ、農振農用地だが集落に接続する農地なので、地域全体に大きな影響はないと思われます。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「異議なし」として回答することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」 は、「異議なし」として回答することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	( 午後 3時 00分 )

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月24日

議 長

10 番

11 番